

【 子ども・子育て支援法に基づき市が条例で定める基準等について 】

No	条例の名称	制定時期	区 分 内 容	
			従うべき基準	参酌すべき基準
1	子どものための教育・保育給付の支給認定基準に関する条例 《法第 20 条関連》	9 月議会	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の必要性を認める事由 <ul style="list-style-type: none"> ・就労、就学、求職活動、同居親族等の介護・看護等 ●保育の必要量に応じた区分 <ul style="list-style-type: none"> ・保育標準時間（最大 1 1 時間） ・保育短時間（最大 8 時間） 	<ul style="list-style-type: none"> ●優先利用が認められる事情（ひとり親家庭、生活保護世帯、虐待や DV の恐れがある場合など社会的擁護が必要な場合、育休明け等）
2	特定教育・保育施設の運営に関する基準を定める条例【確認基準】 《法第 34 条関連》	9 月議会	<ul style="list-style-type: none"> ●利用定員 ●施設の運営に関する事項であって、小学校就学前の子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前の子どもの健全な発達に密接に関連するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●運営基準 <ul style="list-style-type: none"> ・利用開始に伴う基準 ・教育、保育の提供に伴う基準 ・管理、運営等に関する基準 ・撤退時の基準 ●業務管理体制の整備 ●教育、保育に関する情報の報告及び公表
3	特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【確認基準】 《法第 43 条関連》	9 月議会	<p>家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業における</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用定員 ●施設の運営に関する事項であって、乳幼児の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに乳幼児の健全な発達に密接に関連するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ●業務管理体制の整備 ●教育、保育に関する情報の報告及び公表

No	条例の名称	制定時期	区 分 内 容	
			従うべき基準	参酌すべき基準
4	特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例【認可基準】 《法第 46 条関連》	9 月議会	家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業における ●職員数、資格要件 ●乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持及び児童の健全な発達に密接に関連するもの	●設備、面積基準（保育室等、屋外遊戯場） ●給食（給食、設備、職員） ●耐火基準 ●連携施設等（保育内容の支援、卒園後の受け皿）
5	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 《法第 59 条関連》	9 月議会	●従事する者（職員の資格） ●員数	●児童の集団の規模 ●施設、設備 ●開所日数 ●開所時間 ●そ の 他
6	教育・保育の保育料を定める条例または規則 《法第 27・29 条関連》	12 月議会	●平成 26 年度中に国が定める公定価格を踏まえて、現行の幼稚園・保育所の利用者負担水準等を基に、市として利用者負担の額を決定する。 ※公定価格及び利用者負担については、現在国の子ども・子育て会議において議論を進めている。	